

## 農地法第4・5条申請に必要な書類

- 1 農地法4・5条申請書
- 2 代替地検討（農地区分、転用目的によっては必要です。）
- 3 受人の住民票（町外在住の場合のみ）
- 4 渡人の住民票（登記事項証明書の住所と現住所が違う場合及び渡人が町外の場合）
- 5 登記（全部）事項証明書（高鍋法務局で発行しています。）
- 6 14条地図・公図（高鍋法務局で発行しています。）
- 7 位置図（縮尺指定有り：1/10,000～1/50,000）
- 8 建物図（配置図・平面図・立面図）
- 9 排水計画（排水計画図面・水利権利者等関係者の同意書）
- 10 資金計画及び事業計画（土地代・造成費・建築費などを記載してください。）
- 11 融資証明書・残高証明（融資予約証明書、残高証明書（原本又は原本証明入り））
- 12 土地改良区受益地証明（各土地改良区で発行しています。）  
※ 受益地内の場合は同意書も必要です。
- 13 申請人が法人の場合（法人の登記事項証明書・定款の写し（原本証明入り））
- 14 関係法令の許認可申請書の写し
- 15 山林に転用する場合（植林計画書※農業委員会にあります。）
- 16 始末書・現地写真（無断転用・事前着工・既存の建物等がある場合）

**※ 書類は全て2部必要です。（申請書以外は2部目がコピーで可）**

※ 申請書は毎月17日（17日が閉庁の時は前開庁日）までに提出してください。不備がある場合、翌月総会案件とすることもありますので御注意ください。

※ 申請手続きは、行政書士に代行してもらうことができます。

※ 補正等がなければ、申請月の翌月下旬に許可書の受け取りができます。

《土地改良区連絡先》 川南原土地改良区（0983-27-0350）  
尾鈴土地改良区（0983-27-5484）

メモ

-----  
-----  
-----  
-----